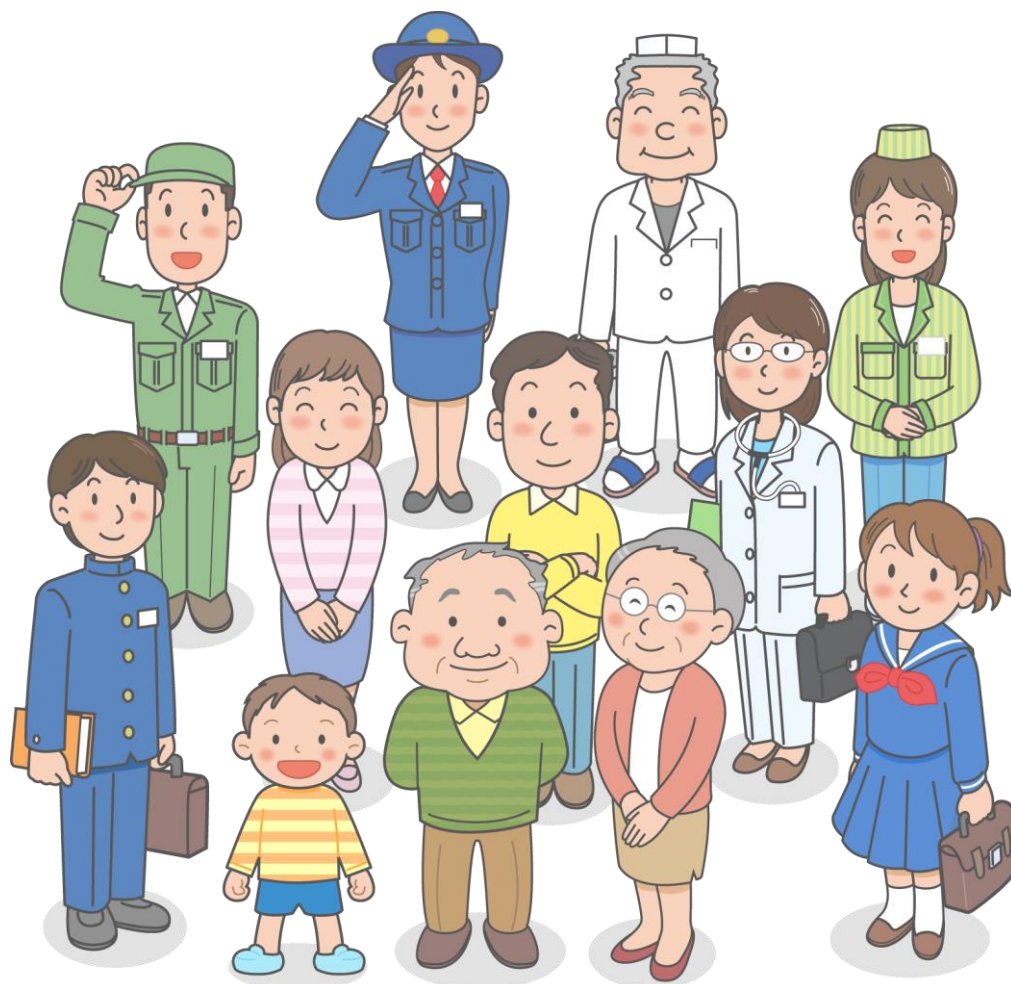


○○○○○○  
○○○○ (愛称募集)



**高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で  
多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり**

## (目次)

- 1 計画の基本理念・計画の位置づけ・計画の期間
- 4 本計画について
- 5 本計画における取組の方向性
- 13 介護保険事業等の今後の見込み (介護保険料等)

### 計画の基本理念

## 高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で 多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

「地域」とは、介護が必要となっても、認知症があってもなくても、誰もが尊重、包摂されながら、その人らしい生活を実現できる基盤であることが大切です。本市では、地域がこうした基盤となるよう、介護予防、高齢者の生活支援、認知症対策、医療と介護の連携、住まいなどの施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、地域共生社会にうたわれる「『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく」ことは、介護予防・認知症予防などにも寄与することが期待され、言い換えれば、地域包括ケアシステムの構築は地域共生社会の実現において不可欠な取組です。

行政、多様な専門機関や地域団体、事業者、さらに市民がこの理念を共有し、それぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら、理念の実現を目指しましょう。

### 計画の位置づけ

本計画は尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」や福祉の基盤的計画である「あまがさきし地域福祉計画」と理念等の共有を図るとともに、本計画の内容はその他の関連計画などとも整合性を図ることとします。

なお、本計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画で構成しています。

また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく市町村整備計画及び健康増進法に基づく健康増進事業の内容も含んでいます。

### 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合などには、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

### 計画の名称について

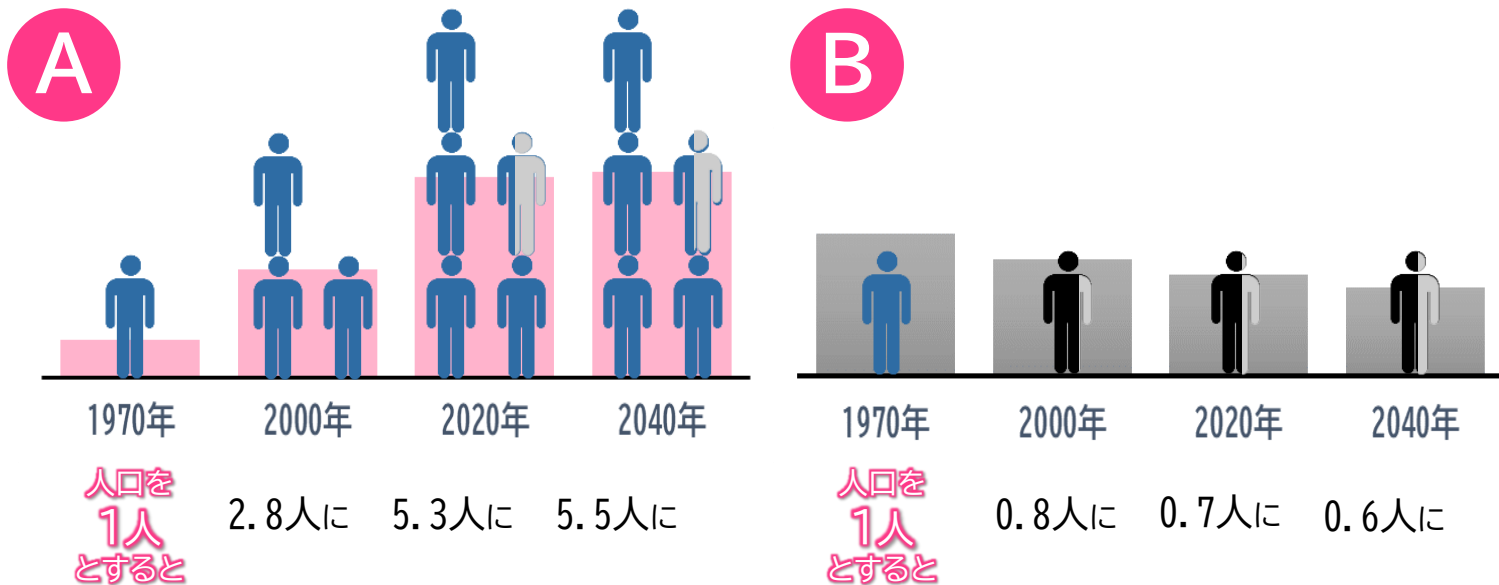
「○○○○」という愛称には○○○○という意味（想い・願い）が込められており、市民等からの応募の中から選ばれました。

# 尼崎市のこれまでの50年とこれからの20年

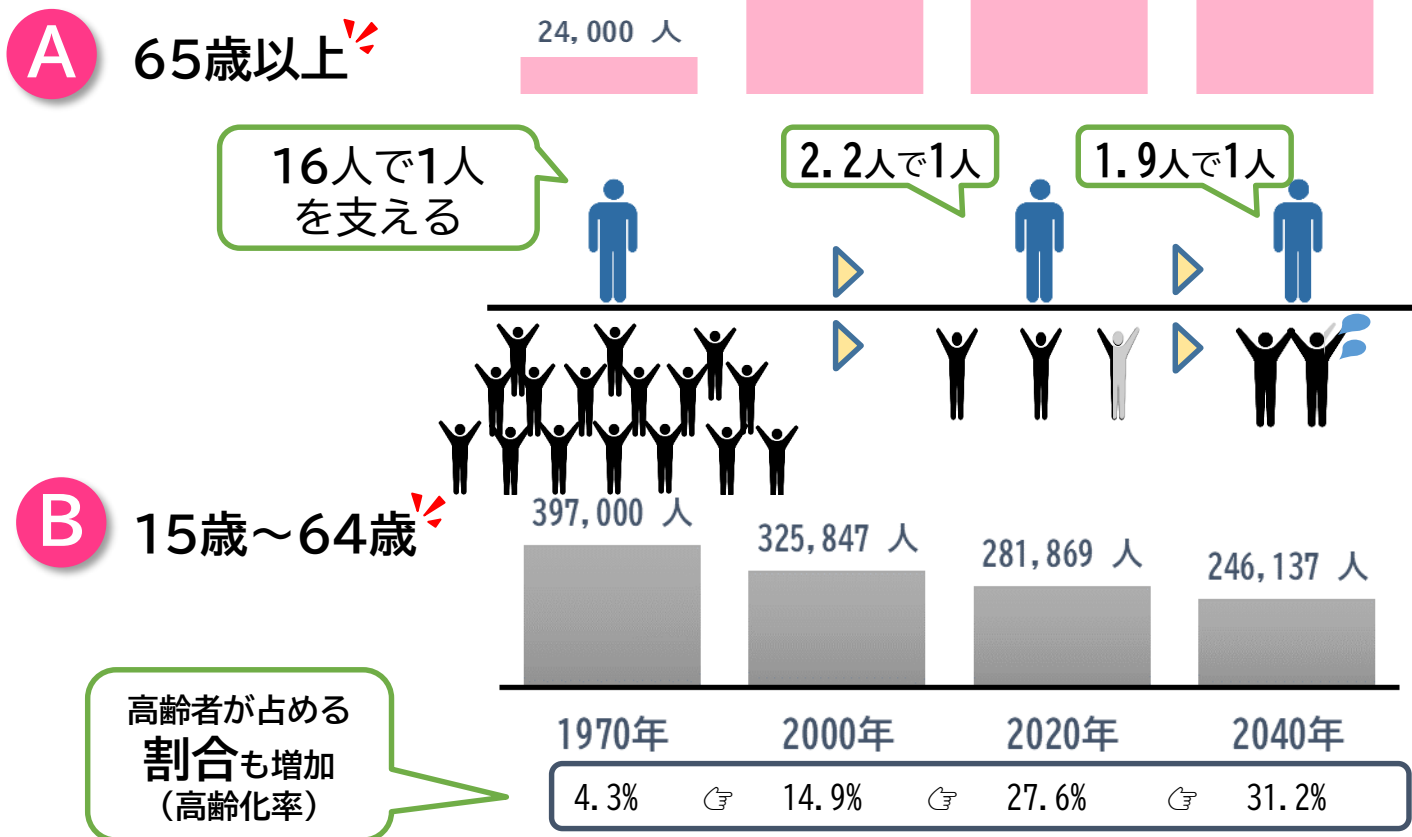


問題です。高齢者人口を表しているのはどちらでしょうか？

「A」「B」は、尼崎市の高齢者人口（65歳以上）と 生産年齢人口（15歳から64歳）のいずれかをあらわしています。



答えは「A」でした

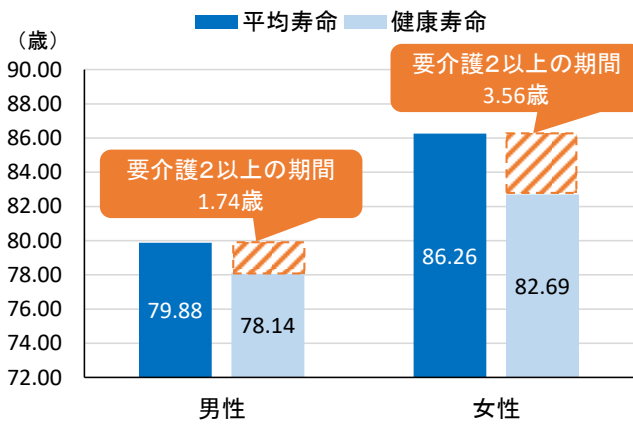


※グラフについて：1970年は国勢調査の人数（千人単位）、2000年以降は住民基本台帳に基づく人数です。

人口の「将来の見込み」というのはほぼそのとおりとなる数値(※)ですが…  
これからの暮らし方によって変わるものもあります。

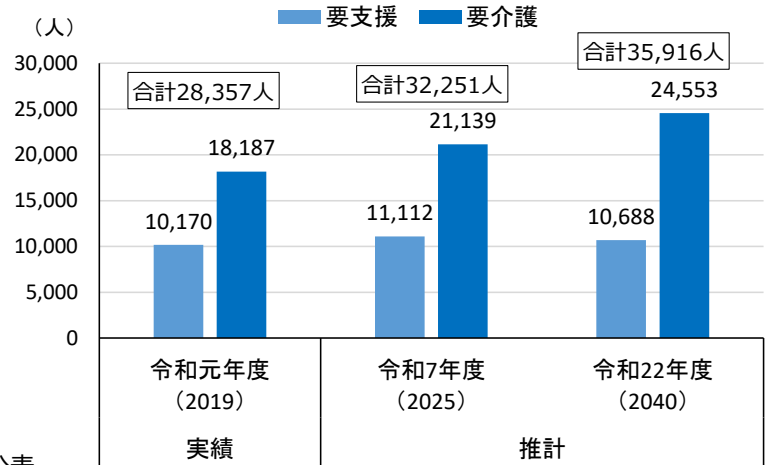
※ 社会的な増減がない場合

## 尼崎市の健康寿命



出典：兵庫県における健康寿命の算定結果(H27) ※H29.10月末公表

## 尼崎市の要支援・要介護者数の これからの見込み



人口の将来の見込みは変わらないけど、健康寿命や  
要支援・要介護者の見込みは変わる??  
つまりどういうこと?

私達が高齢者数が最も多くなる2040年に向けて  
考えないといけないことはなんでしょうか。  
一緒に考えてみましょう。



今後、高齢者(65歳以上)が増え、が生産年齢人口(15~64歳)  
が急減する未来はかならずやってきます。  
しかし、「**自らが健康でいられる期間**」や「**自分が暮らすま  
ちの姿**」というのはこれからの健康づくりや地域のあり方によって  
大きく変わる可能性を秘めています。



そのため、  
これから市民・事業者・行政などさまざまな主体が「健康寿命の延伸」  
や「高齢者が生きがいと役割をもてる生活」、「充実したサービスを  
利用できるまちづくり」などに取り組んでいけるよう、  
『**〇〇〇〇 (計画名)**』を策定しました。

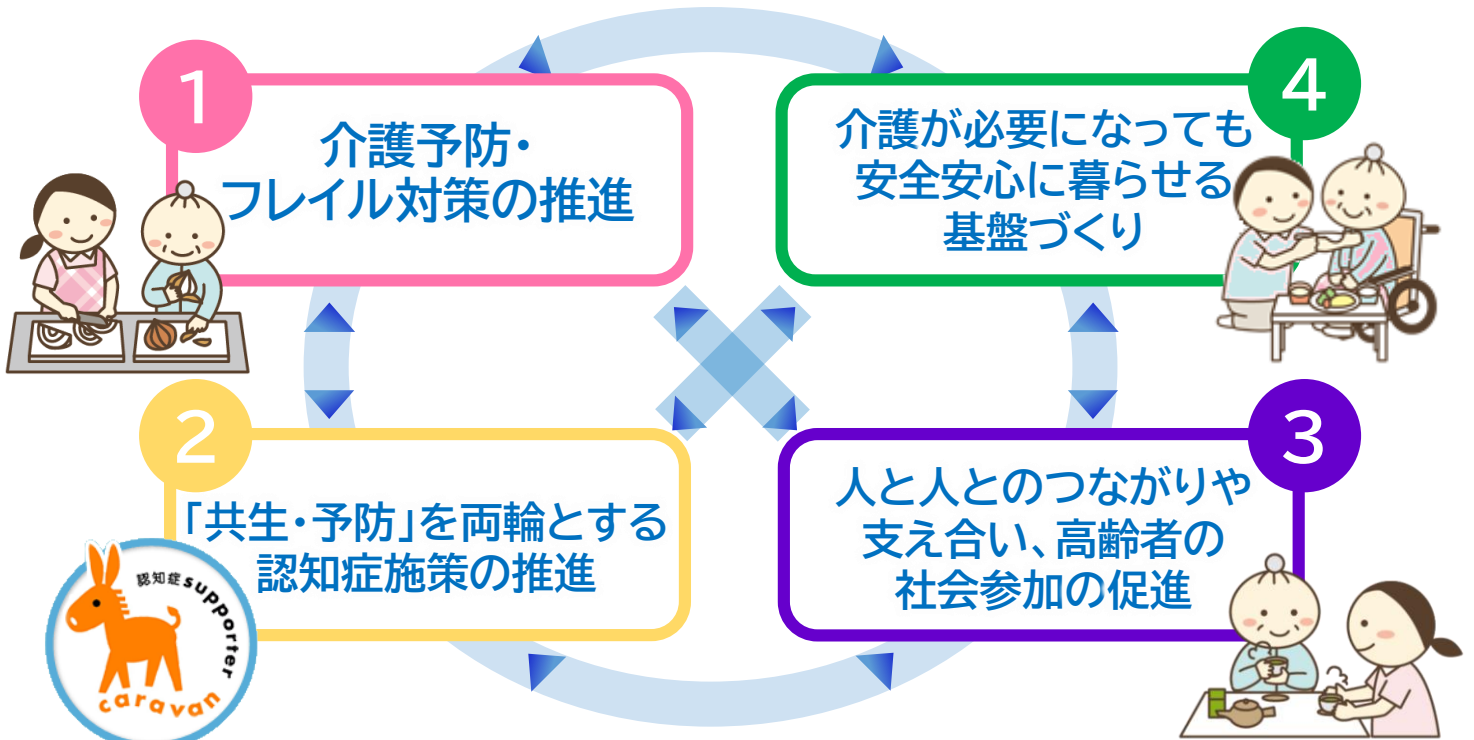
基本目標（2025年の目標）

- 1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護
- 2 健康づくりと介護予防の推進
- 3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実
- 4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築
- 5 助け合い、支え合いの推進
- 6 生きがいづくり、社会参加の促進
- 7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

基本目標とは、第7期計画において設定した、団塊の世代が後期高齢者となる、2025年に向けた中期的な目標です。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年、高齢者数が最も多くなる2040年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら高齢者施策を効率的かつ効果的に進めます。

計画期間の **令和3年度**から**令和5年度**まで においては次の **4つのテーマ** に取り組めます。



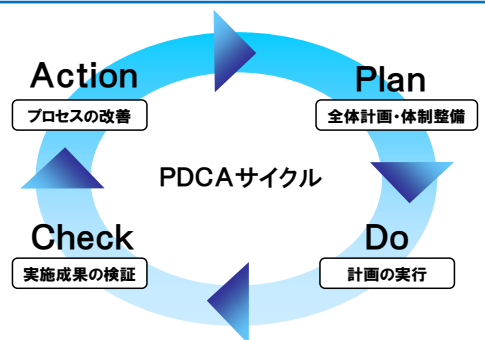
計画の進行管理及び推進

計画を着実に推進するためには、毎年度、施策や各事務事業について、適切に評価、進行管理を行う必要があります。そのため、計画の進行管理については、社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の意見を聴き、計画における取組を適宜点検するとともに、取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めていきます。

※本計画の進行管理にあたっては、市総合計画に定める展開方向（下記）に基づき、総合計画の進行管理を行う施策評価とも連動させて実施します。

I 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。

II 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。



評価にあたっての指標	
A	生きがいを持つ高齢者の割合
B	介護予防体操の登録者数（介護予防対策事業）
C	自分が健康であると感じている高齢者の割合
D	高齢者ふれあいサロンの登録者数

評価にあたっての指標	
A	地域の中で頼れる人がいる割合
B	認知症サポーター数
C	地域包括支援センターの認知度
D	特別養護老人ホーム入所待機者の割合（要介護3以上）
E	生活支援サポーター養成研修終了者数

## テーマ1

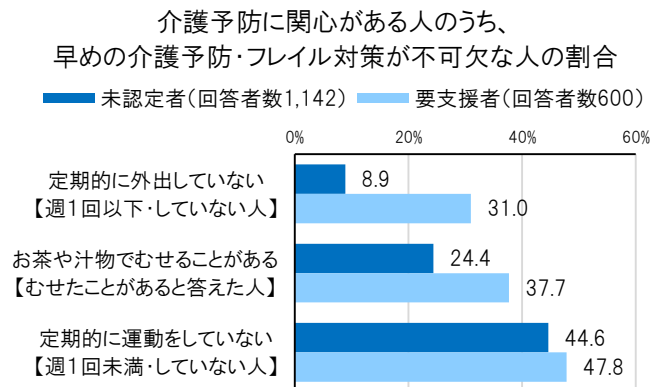
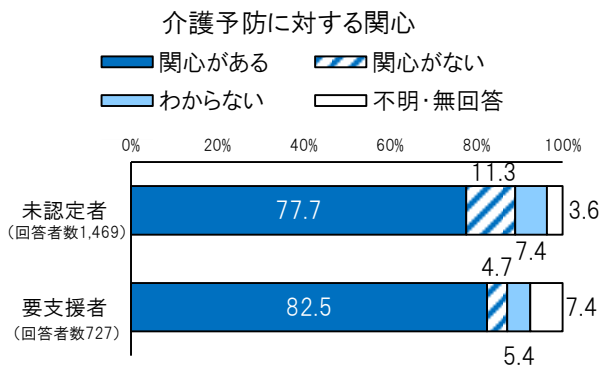
## 介護予防・フレイル対策の推進



アンケートでは約8割の人が介護予防に関心があると答えており、自らの健康については非常に関心の高い事として受け止められています。そうした中において、介護予防に関心がある人のうち、早めの介護予防・フレイル対策が欠かせない人もおられます。

これまで、第7期計画においてもいきいき百歳体操やリハビリテーション専門職等との協働による介護予防の推進に取り組んできましたが、引き続き推進する必要があります。

## アンケート結果



## 「フレイル」とは

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態をフレイルといいます。

多くの人々が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなど正しい対処をすれば、フレイルの進行を予防したり、健康な状態に戻したりすることができます。



本計画では、



介護予防への関心だけでなく、やってみよう・続けようとする市民が増えるよう、また、口腔栄養・運動・社会参加の重要性をさらに訴求するために、次のことに取り組みます。

### ■ 住民主体の介護予防活動への支援

- 自ら実践できるフレイル対策を紹介した「介護予防・重度化防止ハンドブック」やその動画などを用い、医療・介護関係者との協働で介護予防に関する市民啓発を進めます。
- 地域の高齢者の元気活動（介護予防・フレイル対策・地域デビューできる場など）を紹介する「シニア元気アップパンフレット」の定期的な発行（年1回）や、「シニア情報ステーション」と位置付けた薬局やスーパーなど高齢者が普段よく行く店舗にてこれら冊子の情報を発信するなど、地域に根ざす多くの方の連携により高齢者の社会参加を促します。
- 市民フレイルサポーターによるフレイル状態をチェックする取組（フレイルチェック会）を、地域住民団体が行う体操や交流の場（いきいき百歳体操・高齢者ふれあいサロンなど）で実施します。また、各々の嗜好に合わせ、個人で健康維持の活動をされている方に対しても定期的に様々な場でフレイルチェック会を開催することで、市民同士でフレイル対策を学び、介護予防に取り組む人を増やします。
- フレイル対策・認知症を学ぶ講師費用の助成や介護予防のリーダー育成など、通いの場の活動を支援します。

### ■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 医療情報等の分析結果に基づき、脳卒中等発症リスクの高い高齢者への個別支援を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

### ■ 老人福祉センターの特色づくり

- 5つの老人福祉センターについて、介護予防・フレイル対策の推進などの観点から、「運動」、「栄養（食・口腔）」、「社会参加」を中心に、特色ある老人福祉センターへ機能を充実していきます。
- 旧耐震で老朽化が著しい千代木園、福喜園では、先行して地区体育館との複合化による新たな施設として、（仮称）健康ふれあい体育館を整備し、複合化のメリットを生かして、「運動」の事業展開を図りながら、効果的な健康づくり、介護予防の取組みを充実していきます。福喜園は、（仮称）武庫健康ふれあい体育館として令和5年の開設を目指します。
- 鶴の楽園、和楽園の2園では、これまでの取組みに加え、高齢者の栄養（食・口腔）の事業展開を図り、介護予防・フレイル対策の推進を充実していきます。
- 総合老人福祉センターでは、これまでの取組みに加え、社会参加の支援拠点として充実していきます。

### ■ 介護予防ケアマネジメント力向上の支援

- ケアマネジャーの介護予防ケアマネジメント力向上の支援について、気付き支援型地域ケア会議の効果をさらに高めるために、ケアマネジャーが支援対象者の自宅でアセスメントを行う際に、必要に応じてリハビリテーション専門職が同行し、ケアマネジャーに助言する仕組みを導入します。

	取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1	介護予防体操の登録者数 (介護予防対策事業)	3,540 人	↑	5,040 人
2	自分が健康であると感じている高齢者の割合	64.7 %	↑	72.9 %

## テーマ2

## 「共生・予防」を両輪とする認知症施策の推進

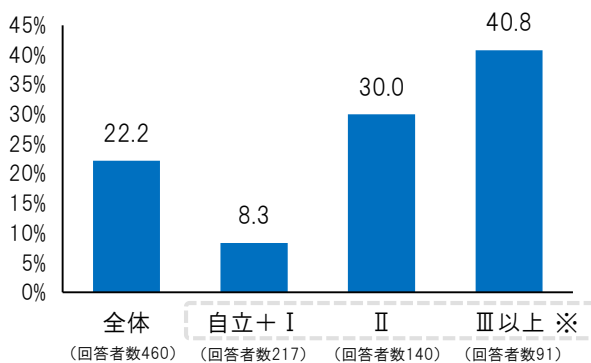
不安をしっかり受け止めます!!

アンケートでは認知症高齢者本人の認知機能が低下するにつれて、不安を抱える介護者が増えているほか、高齢者の約8割が何らかの認知症の予防活動に取り組みたいと答えているなど、認知症については非常に関心の高い事として受け止められています。

これまで、第7期計画においても認知症サポーターの養成や認知症みんなで支えるSOSネットワークの構築などさまざまな取組を進めてきましたが、引き続き推進する必要があります。

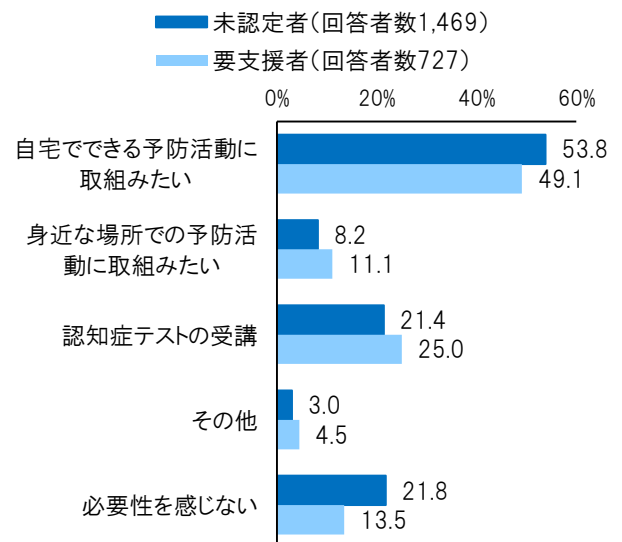
## アンケート結果

主な介護者が抱える不安で「認知症状への対応」と答えた人の割合



※「自立・I・II・III」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度」の度合いを示すものです。例) I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態。

認知症予防に取り組むにあたっての考え



## 認知症サポーター養成講座

受講者より「認知症の理解が深まった」、「認知症の方への関わり方を学べた」との声を頂いています。



サポーターの証であるオレンジリング

## 尼崎市内の

## 認知症カフェ



～認知症カフェとは～

認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職など誰もが気軽に参加できる集いの場であり、安心して過ごせる居場所です。

対象者：認知症の方やご家族、医療や介護に携わる専門職、認知症に関心がある住民など  
内容：学びのための講話やミニイベント、参加者のフリートーク、専門職による介護相談、有料でのワンコイン定食や喫茶セット等の提供  
※会費（100円～）や実費が必要な場合があります。





本計画では、認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、また、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らすことができるよう、次のことに取り組みます。

### ■ 認知症の理解を深めるための普及・啓発

- 「認知症あんしんガイド」を定期的に更新し、市政出前講座を通じて普及させるなど、認知症への正しい理解や認知症本人と家族が安心して暮らせる各種取組の周知を強化します。
- 認知症サポーターの養成とその活躍支援のため、認知症カフェ等の団体等と認知症サポーターをつなぐ仕組みを作ります。同時に、認知症サポーターが地域活動を促進できるよう、ステップアップ講座を開催し、将来、認知症の方への寄り添い活動を行うチームオレンジ活動につなげていきます。

### ■ 地域で支えあう力の向上

- 認知症カフェの運営費を助成し、認知症の人やその家族が集える場の充実を図ります。また、若年性認知症カフェを県立尼崎総合医療センター（認知症疾患医療センター）と共催し、認知症当事者の意見も反映した事業の構築を進めます。
- 「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」について、認知症個人賠償責任保険事業とあわせた更なる事業周知や、発見協力機関の拡大（金融機関等）を図り、地域の見守り力の強化に努めます。

### ■ 専門職による支える力の向上

- 認知症初期集中支援チームについて、支援機関も交えた事例検討や、認知症地域支援推進員会議等で事例を共有化することにより、より良い支援につなげ、支援機関全体のステップアップを図ります。

### ■ 認知症予防の推進

- 健診受診者を対象とした「もの忘れチェック」において認知機能低下が疑われる人への継続的な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、生活習慣病対策や介護予防事業と一体的に認知症予防に関する取組を進めることで、認知症の発症、進行予防に努めます。

取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
認知症サポーター数	22,341 人	↑	42,692 人

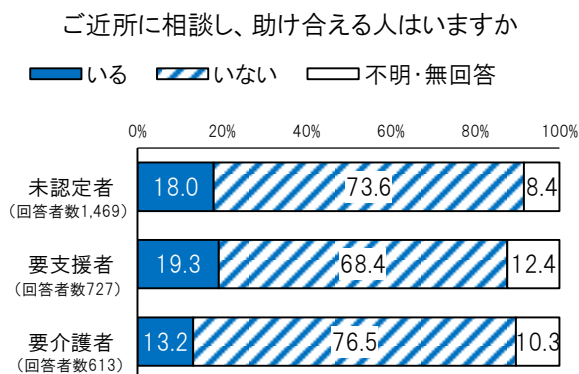
第7期計画では、高齢者の地域での居場所づくりや支え合い活動の組織化・運営支援といった取組を進め、様々な形でのつながりづくりや、高齢者の社会参加を推進してきました。

しかしながら、高齢者人口の増加により、高齢者の生活や価値観が多様化する中で、一人ひとりに応じた取組の充実が課題となっています。

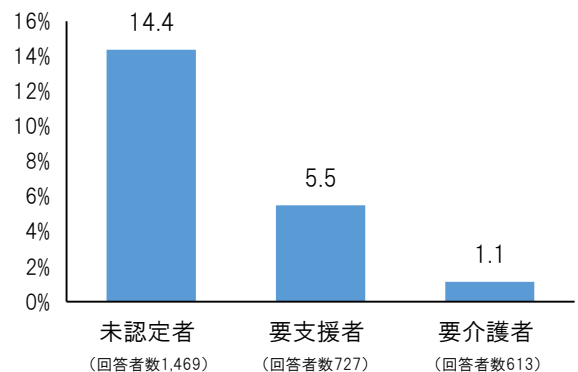
アンケートでは、ご近所に相談し、助け合える人がいると答えた方は2割ほどに留まっており、今後、単身高齢世帯が増えることが予想される中で、地域のつながりの希薄化が懸念されています。また、高齢者の中には、現在は地域での支え合い活動に取り組んでいないものの、新たに取組みたいと答えた方がいて、様々な形での社会参加を希望する人がいることがわかります。

高齢者一人ひとりに合わせて、つながりや参加しやすい、様々な居場所や社会参加の取組を進める必要があります。

## アンケート結果



今後何らかの支え合い活動（ボランティア活動）をしたいと思います人の割合



支え合い活動の写真

(元気アップパンフから提供)



本計画では、

地域で支え合いの風土が醸成され、人と人とのつながりが生まれるよう、また、高齢者が単なる受益者ではなく、「支える・支えられる」関係を越え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得ることができるよう、次のことに取り組みます。

### ■ 地域で支える高齢者支援

- 市社会福祉協議会に配置する地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）と市の地域担当職員が連携する中で、支え合いの活動意向がある方を把握し、それらに具体的な活動を紹介することで、潜在的な地域福祉活動の担い手を活動へとつなげます。
- 地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの活用により、地域福祉活動専門員などが地域情報を共有し、資源を活かした取組を一層図っていくとともに、そのシステムによって地域の人に情報を公開し、活用してもらうことを通じて、地域の人同士のつながりづくりに努めます。
- 自分たちがやりたいことをできる範囲で行うという地域活動の自主性を尊重しながら、地域による支え合い活動が広がるよう、活動団体への支援の充実を図ります。

### ■ 身近な集い場の充実

- 高齢者のニーズの多様化に合わせて、高齢者の興味・関心をひくように高齢者ふれあいサロンの制度運用をより柔軟なものにしていくとともに、市社会福祉協議会や市が連携しながら老人クラブ等のさまざまな団体に制度を周知し、活動を勧奨していくことで、身近な集い場活動の充実に努めます。

### ■ 総合老人福祉センターでの社会参加づくり

- 総合老人福祉センターでは、これまでの取り組みに加え、高齢期を元気に過ごすため、ボランティア等のきっかけづくり、地域活動団体の育成、人材の養成に努めるとともに、高齢者自らが地域活動の企画運営等に取り組むなど、社会参加の支援拠点として充実していきます。

### ■ 多様な就労活動等の推進

- 就労支援、就業体験を通じた取組を中心に老人福祉工場の機能転換を図ることで、多様な就労活動等を推進します。また、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター」の役割なども検討し、高齢者の社会参加等を促進します。

取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1 高齢者ふれあいサロンの登録者数	2,869 人	↑	4,928 人
2 生きがいを持つ高齢者の割合	66.3 %	↑	75.9 %

テーマ4

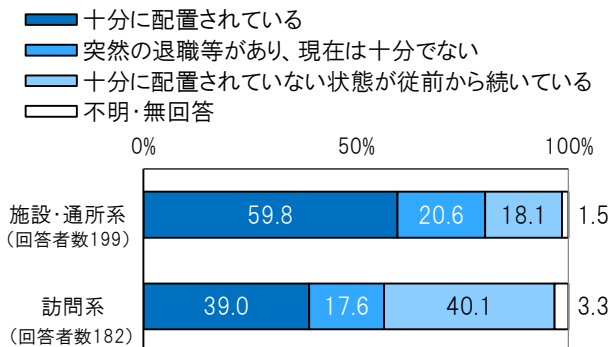
介護が必要になっても安全安心に暮らせる基盤づくり *自分らしい生活!!*

アンケートでは、約7割の高齢者が自宅あるいは介護サービスが受けられる施設で人生最期を迎えたいと答えており、そうした自分らしい生活の実現に向けて、在宅生活を支える医療と介護の連携や、介護保険サービスの基盤整備等に取り組んできました。

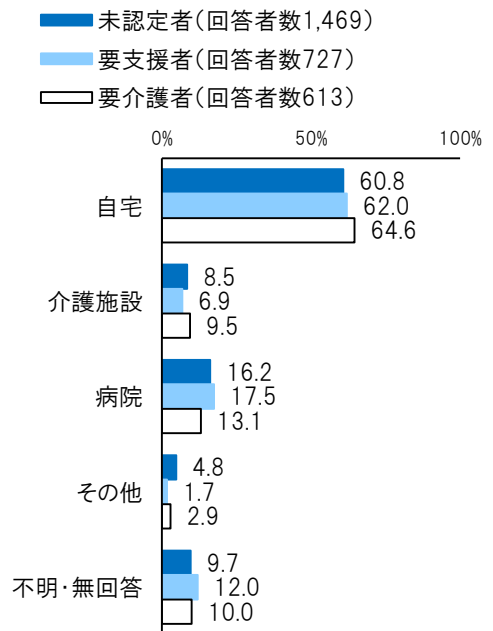
こうした中、介護保険制度の持続可能性を確保していく上で、特に介護人材の確保が急務となっています。人材確保の視点も含めてサービスの基盤を確保するとともに、サービスの質の確保も図る中で、介護が必要になっても安全安心に暮らせる基盤づくりを目指す必要があります。

アンケート結果

職員の配置状況【事業所調査】



最期に過ごしたい場所



地域包括支援センターでの相談風景の写真

本計画では、



自らが望む場所で安全安心に暮らせるよう、高齢者を支える担い手の確保やサービスの基盤確保・質の向上等を図るため、次のことに取り組みます。

### ■ 権利擁護支援の推進・高齢者虐待の防止

- 成年後見等支援センターを権利擁護支援の中核機関として明確化することを視野に入れ、成年後見制度の更なる利用推進を図り、権利擁護支援を推進します。また、虐待の早期発見・対応・未然防止に取り組みます。

### ■ 高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実

- 特別養護老人ホームなどの整備促進を図るほか、有料老人ホーム等への指導・助言、介護相談員の派遣、ケアプラン点検など介護基盤の質と量の確保に取り組みます。また、緊急通報システムについて高齢者のニーズに合わせて見直すなど在宅生活を支える支援の充実を図ります。

### ■ 地域包括支援センターの対応力強化・包括的な支援体制づくり

- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、地域包括支援センターの基幹的機能のあり方や、多機関との情報共有や連携の推進手法について検討を進めます。

### ■ 医療・介護連携に関する取組

- 高齢者の生活の場で医療を介護を一体的に提供する連携体制を構築するため、医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を中心に、各種連携施策の推進に努めます。また、高齢者が今後の暮らし方や人生の最終段階におけるケアについて自ら考え家族や関係者と共有する「人生会議」の取組について引き続き普及啓発を図ります。

### ■ 介護従事者確保・定着に向けた支援

- キャリアアップのための資格取得支援などを中心に検討し、人材の参入促進や、資質向上、人材の定着、などの視点に基づき、介護人材確保の事業展開を図ります。また、提出書類の様式・添付書類の簡素化など文書量の削減を推進し、サービス提供に関する書類作成に係る業務負担の改善を図ります。
- 生活支援サポーターについて、新たな取組として、サポーターの雇用意向のある事業所による養成研修を支援するほか、研修修了者の、高齢者の自宅で実際に活動することへの不安感を軽減するために、ホームヘルパーによる実践的な同行支援などを行い、サポーターの就労者数の増加を目指します。

### ■ 介護保険サービスの安定的な利用と質の確保

- 災害と感染症に対する備えとして、入所施設における換気設備の設置費用等の支援を行うほか、実地指導等において必要な助言・指導を行います。こうした取組によって発生時における利用者及び従事者の安全確保を図るとともに、必要なサービスが継続できるよう、支援していきます。

	取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1	生活支援サポーター養成研修終了者数	613 人	↑	1,800 人
2	特別養護老人ホーム入所待機者の割合 (要介護3以上)	3.1 %	↓	3.2 %

## 令和3年度から令和5年度までの総事業費見込額

高齢者人口や要介護等認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに算定した3か年の給付費総額は1,430億円になる見込みです。

	3か年の総額
在宅サービス給付費	78,384百万円
居住系サービス給付費	12,147百万円
施設サービス給付費	37,982百万円
費用負担の見直しに伴う財政影響額	0百万円
その他の費用	6,906百万円
地域支援事業費	7,573百万円
介護保険事業費総額	142,991百万円
保険料収納必要額	28,397百万円

## 居宅サービス、施設・居住系サービスの整備計画

現在の整備状況や、介護需要の今後の見込みを踏まえ、サービスの整備目標を立てました。

## 居宅系サービス

(単位:か所、( )内は定員)

施設の種類の	令和2年度末 累計	公募済 設置数※1	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
小規模多機能型居宅介護	17(430)	1(9)	0	1(29)	0	1(29)	19(468)
看護小規模多機能型居宅介護	3(64)	0	0	1(29)	0	1(29)	4(93)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0	0	1	0	1	5

## 施設・居住系サービス

(単位:か所、( )内は定員)

施設の種類の	令和2年度末 累計	公募済 設置数※1	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)※2	25(1,757)	1(100)	1(100)	2(58)	0	3(158)	29(2,015)
介護老人保健施設※3	13(1,154)	0	1(15)	0	0	1(15)	13(1,169)
介護医療院	0	1(48)	1(144)	1(48)	0	2(192)	3(240)
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)※2,4	14(967)	0	1(100)	1(100)	0	2(200)	16(1,167)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	28(485)	1(18)	1(18)	1(18)	1(18)	3(54)	32(557)

※1 第7期計画中の取組による現在整備中の数を計上しています。第8期計画期間中に開設予定ですが、目標数には含みません。

※2 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については、地域密着型施設を含みます。

※3 介護老人保健施設は増床整備を計画しているため、施設数に変更はありません。

※4 特定施設入居者生活介護には養護老人ホームに併設の特定施設（1施設50床）は含みません。

## 第8期の介護保険料（令和3年度から令和5年度）

段階	対象者		保険料率	保険料年額	保険料月額	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、老齢福祉年金受給者 (世帯全員が市民税非課税)		0.500	41,502円	3,459円	
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税				本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人
本人が市民税非課税		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685	56,858円	4,738円	
本人が市民税非課税		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円超の人	0.750	62,253円	5,188円	
第4段階		者がいる世帯に市民税課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	0.900	74,704円	6,225円
第5段階		者がいる世帯に市民税課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	83,004円	6,917円
第6段階		本人が市民税非課税	合計所得金額が 120万円未満の人	1.200	99,605円	8,300円
第7段階			合計所得金額が 120万円以上200万円未満の人	1.300	107,905円	8,992円
第8段階			合計所得金額が 200万円以上300万円未満の人	1.500	124,506円	10,376円
第9段階			合計所得金額が 300万円以上400万円未満の人	1.700	141,107円	11,759円
第10段階			合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	1.825	151,482円	12,624円
第11段階			合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	1.950	161,858円	13,488円
第12段階			合計所得金額が 800万円以上1000万円未満の人	2.075	172,233円	14,353円
第13段階			合計所得金額が 1000万円以上1200万円未満の人	2.200	182,609円	15,217円
第14段階			合計所得金額が 1200万円以上の人	2.325	192,984円	16,082円



### 開始から20年。 介護保険制度について

介護保険制度は、本人の有する能力に応じ、自らがその維持向上に努める中で、自立した日常生活を送ることを可能とすることが制度の根底にあります。

こうした前提がある中で、今ある能力を活かし、自立（自律）した生活を送ることが、介護予防・重度化防止につながり、そうした生活を契機に、人や社会とつながり、新たな生きがいや役割が生まれることが期待されます。

介護が必要であっても、認知症があってもなくても、こうしたことは誰にも当てはまることであり、人生のどの段階においても、必要な支援を受けながら、自分らしい生活の実現を一人ひとりが大事にして欲しいと願います。

「介護予防に取り組みたい」、  
「自分の暮らしを支えてくれるサービスが利用したい」など、  
高齢者に関するご相談は、  
市内12か所にある  
「地域包括支援センター」へ  
お寄せください。

施設名	所在地	電話	ファクス
中央西	神田中通9丁目291(ナニワ診療所内)	6430-5615	6430-7720
中央東	東本町4丁目103-11(ほがらか苑内)	4868-8300	4868-8303
小田北	潮江1丁目15-2-120(尼崎中央病院北東)	6498-5111	6492-1100
小田南	金楽寺町2丁目7-7(喜楽苑地域ケアセンター1階)	6488-0180	6488-0190
大庄北	崇徳院2丁目159(KマンションJIN II 1階)	6430-0511	6430-0512
大庄南	大庄西町4丁目3-9(サンプラザ平成内)	6417-0125	4950-4715
立花北	富松町3丁目3-6(南野の庭内)	6422-3333	6422-0025
立花南	大西町3丁目17-18(あなたの街の相談室内)	6428-7112	6423-0130
武庫東	南武庫之荘1丁目25-18(阪急武庫之荘駅南西)	4962-5308	4962-5309
武庫西	武庫元町1丁目26-3(西武庫交番東)	6438-3955	6438-3956
園田北	田能5丁目10-25(春日苑内)	6498-0826	6498-0909
園田南	小中島2丁目10-20(園田苑南西)	6494-8087	6494-8086



これからの暮らしについて安心して考えていただくために。

「おうちで暮らし続けたい」でもホントに大丈夫？と心配な方に向けて「**尼崎市在宅療養ハンドブック**」を作成しています。

最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、在宅療養の仕組みや、自分の希望を周囲と共有することの大切さなどを、体験談を交えて紹介しています。



もの忘れが気になっている方、認知症と診断された方やそのご家族の方に向けて、「**尼崎市認知症あんしんガイド**」を作成しています。また、本書は認知症と診断されたばかりの方の気持ちやご家族の体験談などを紹介しています。支援者の方も含め、ぜひご活用ください。



介護保険のサービスってどんなもの？

食事、入浴などの支援や生活向上のための支援を通所して受ける**通所介護**、  
ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う**訪問介護**、  
施設に入所して日常生活上の支援や介護を受ける**特別養護老人ホーム**など、  
状況に応じて様々なサービスを利用することができます。



※詳しくは、尼崎市パンフレット「**新しくなったいきいき介護保険**」をご覧ください。

※また、「**いつまでも心も体も健康に～介護予防・重度化防止ハンドブック～**」で、上手にサービスを利用して自分らしい生活をされている方の体験談を紹介しています。

冊子の配布場所

尼崎市役所介護保険事業担当課／各地域包括支援センター／保健福祉センター（南北）など  
または市ホームページからご覧いただけます。  
※いきいき介護保険は窓口配布のみ

在宅療養ハンドブック  
認知症あんしんガイド  
介護予防 ハンドブック

検索

この計画の「解説版」については、市ホームページからご覧になれるほか、市役所高齢介護課の窓口でもお配りしています。（部数に限りがございます。）

情報を探す

検索

HP 1021995 表示



問い合わせ先  
（尼崎市高齢介護課）